

令和元年12月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和元年12月16日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時 2分

場所 第2委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長

細田善則副委員長

高木功介委員、小久保憲一委員、梅澤佳一委員、宮崎栄治郎委員、

八子朋弘委員、江原久美子委員、辻浩司委員、山根史子委員、橋詰昌児委員

村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部関係]

知久清志福祉部長、山崎達也地域包括ケア局長、沢辺範男福祉部副部長、

細野正少子化対策局長、西村朗福祉政策課長、和泉芳広社会福祉課長、

縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、

村瀬泰彦障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、

渡辺千津子福祉監査課長、岸田京子少子政策課長、岩崎寿美子こども安全課長

[保健医療部及び病院局関係]

関本建二保健医療部長、三田一夫保健医療部参与、

本多麻夫参事兼衛生研究所長、山崎達也地域包括ケア局長

阿部隆保健医療部副部長、河原塚聡保健医療部副部長、

唐橋竜一保健医療政策課長、田中良明保健医療政策課感染症対策幹、

井部徹国保医療課長、武井裕之医療整備課長、梶ヶ谷信之医療人材課長、

横田淳一健康長寿課長、番場宏疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、

吉永光宏食品安全課長、芦村達哉薬務課長

岩中督病院事業管理者、小野寺亘病院局長、小松原誠経営管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第103号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち福祉部関係	原案可決
第105号	令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第116号	指定管理者の指定について(埼玉県立児童養護施設おお里)	原案可決
議第32号	埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（福祉部関係）

社会福祉施設等の避難確保計画の作成状況について

報告事項（病院局関係）

埼玉県立病院の地方独立行政法人化の進捗状況について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（第103号及び第116号議案関係）】

高木委員

- 1 補正予算について、災害復旧費を交付する根拠は何か。また、災害復旧費の対象となる被害の基準は何か。
- 2 10月の台風による被災から2か月以上経っている。予算措置を待っているのは、施設の対応が遅れてしまうのではないか。
- 3 12月補正予算の対象である9施設以外にも被災した施設があると思うが、どのように対応するのか。
- 4 災害に関する保険に入っている施設でも、災害復旧費の補助は受けられるのか。

社会福祉課長

- 1 国が定める「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助制度」に基づく補助である。
補助対象となるのは、施設及び施設と一体的な設備に対する工事費等の復旧費用である。対象となる規模は、特別養護老人ホームや障害者支援施設は復旧費用が80万円以上、保育所及び認定こども園は40万円以上のものといった基準がある。
- 2 この補助金は、他の補助制度と異なり、施設が被災後速やかに施設運営を再開できるよう、補助金の交付手続に先行した早期着工が認められており、既に工事を進めている施設もある。一方、この補助金の交付には国の実地調査が必須であることから、あらかじめ被災場所の写真を撮っておくなどして調査に備えておくよう施設に伝えるとともに、少しでも早く実地調査を行うよう、国へ働き掛けてまいりたい。
- 3 今回の補正予算案では、床上浸水など甚大な被害を受け、国庫補助協議を検討している施設を対象としている。この他には、床上浸水以外で、雨漏りや雨の吹き込みなどの被害がある施設で、国庫補助協議を予定している施設が9施設ある。現在、それらの施設の状況を確認しているところである。今後、補助対象となるものについては2月の補正予算での対応を検討している。
- 4 今回の被災に伴い保険が適用となる施設についても、補助の対象となる。ただし、補助金額の算定に当たって、事業者負担分を超えた保険収入は総事業費から控除される。

高木委員

事業者による早期着工が可能であるとの説明があったが、補助が受けられなかった場合には事業者負担になってしまうのではないか。その事業者にはどのように対応するのか。

社会福祉課長

委員御指摘の懸念はある。このことについて、国に対し対象施設の被災状況を伝えるなど対応を進めている。また、施設に対し、復旧工事の着工前に必ず被災場所の証拠写真を撮っておくよう指導している。

小久保委員

指定管理者の指定について、審査項目3に「処遇に特別な配慮が必要な児童」とあるが、どのような児童なのか。

社会福祉課長

虐待を受けた経験のある児童や問題行動のある児童、特別支援学校・学級に在籍している児童などを想定している。

小久保委員

審査項目3「処遇に特別な配慮が必要な児童に対応できる熟練した職員を確保できるか」が50点満点中39点と他の項目に比べて点数が低い一方、選定理由には「不測の事態に際しても法人全体として人的・物的な支援体制が確保されていること」との記載がある。審査項目や配点が矛盾していると考えがどうか。

社会福祉課長

指定管理者候補者選定時の合格最低ラインを6割と設定しており、得点が6割以下であれば応募者が1者であっても候補者としらないという基準を設けている。この項目では50点満点中の39点で78%であり、他の項目と比べて低い点数であるが、審査の結果としては及第点をとっていると考えている。ただし、相対的に低かったのは事実であるので、これからも、県立児童養護施設としての役割を果たすようしっかり指導してまいりたい。

小久保委員

及第点をとっているから良いのか。公的な施設としての役割を果たすことができるかという評価に関わる内容である。今後、熟練した職員を確保するため、県としてどのように対応していくのか。

社会福祉課長

選定理由の1番で、経験豊富な職員がいるという点について、事業団は配置基準以上の職員を配置している。この点を含めて、支援体制が確保されていると考える。

また、職員に対して、階層別の研修を行ったり、特別なテーマを設けた個別研修を行うほか、施設の近くにある立正大学の教授をお呼びし、個別の処遇が困難な児童のケースについて、客観的な視点で見ていただく取組を行っている。これらを総合的に判断し、今回指定管理者候補者を選定した。

辻委員

- 1 建物の管理と違って、児童養護施設は子供を相手にしなければならない。指定管理者が変わると支援する職員も入れ替わることが想定され、児童養護施設に公募がなじむのかという懸念もある。今回指定管理者の公募を行った経緯は何か。
- 2 審査項目に「県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか」とあるが、県内では民間の児童養護施設でも虐待を受けている児童などを受け入れている。そのような状況において、県立の児童養護施設が設置される意義、あるべき姿について、県としてどう考え、どう評価しているのか。

社会福祉課長

- 1 近年は、民間の児童養護施設において、多くの被虐待児を受入れるなど、実力を付けているところもある。一方、児童養護施設おお里は、昭和52年の設置以来、途中で指定管理制度が導入されたものの、これまで埼玉県社会福祉事業団が運営を受託し続けていることから、マンネリ化を防ぎ、新たな提案を期待して公募とした。

- 2 県立施設には、多くの処遇困難な児童を受け入れるなど、県の福祉のセーフティネットの役割がある。例えば、入所児童に占める虐待を受けた児童の割合を見ると、民間施設が64.6%であるのに対し、児童養護施設おお里は84.8%と、平均以上の被虐待児を受け入れている。さらに、児童養護施設おお里が企画した研修に、近隣の民間児童養護施設の職員や児童が参加するなど、県立施設として民間の施設を牽引していることを評価している。

村岡委員

- 1 指定管理者に係る公募に対し、応募は事業団の1団体であったが、経験などもあり評価された結果だと認識している。第2次審査でプレゼンテーションの審査を行ったとのことだが、すばらしい提案や着想はあったのか。
- 2 児童養護施設の運営に当たり、職員の資質は大事である。選定理由に、「経験豊富な指導員や看護師、臨床心理士などの専門職員を数多く有し」とあるが、この「など」にはどのような職種が含まれるのか。
- 3 補正予算の災害復旧に係る補助金は、国・県が3/4、事業者が1/4を負担することになるが、各事業者の負担額はどれくらいか。

社会福祉課長

- 1 提案のあった取組として、既に取り組んでいるものであるが、児童自立サポーターズの取組がある。これは、地域の経営者や民間企業の人事部門担当者を児童自立サポーターズとして委嘱し、進路相談や面接指導など大学進学や就職に向けた支援を行うものである。そのほか、退所後5年以内の児童の状況を確認し、必要な相談に応じるアフターケアや、大学等に進学する児童に対し、50万円を上限として返済不要の奨学金を給付するなどの取組がある。
- 2 そのほかの専門職として、嘱託医師、栄養士、家庭支援専門相談員などが配置されている。
- 3 補正予算における事業者負担額について、予算積算上の数字であるが、「秋桜の里かみふくおか」が1,604万8千円、「ご福あげお」が1,115万5千円、「深緑苑」が2,262万1千円、「一の郷」が99万3千円、「いずみの家」が696万8千円、「いずみの学園」が501万5千円、「認定こども園ふたば」が417万円、「朝霞どろんこ保育園」が490万5千円、「勝瀬こぼと保育園」が563万円である。

村岡委員

事業者負担額は少ない方がいい。台風19号による被害は、国の激甚災害に指定されたと聞いているが、法律に特別財政援助の規定があり、適用されれば国庫補助の割合が増えると思うが、その見込みはあるのか。

社会福祉課長

補助率のかさ上げについては、まず、台風19号の被害が激甚災害に指定されるとともに、財政援助について激甚災害法の手続や、さらに国の予算措置が必要となる。ただ、補助率のかさ上げについては、国からはまだ具体的な説明がない状況にある。引き続き国に照会するとともに、かさ上げについて国に働き掛けていく。

村岡委員

- 1 かさ上げについて国の回答を待つということだが、かさ上げになった場合、事業者負担は最大でどのくらい軽減されるのか、
- 2 かさ上げの可否について、いつ頃結論が出るのか。
- 3 かさ上げが決まると、遡及対応は可能なのか。

社会福祉課長

- 1 激甚災害法には12分の1相当額が追加されるという規定があり、補助率がかさ上げされると、事業者負担は4分の1から12分の1が差し引かれ6分の1となる。
- 2 正式決定される時期は不明だが、熊本地震の例をみると、4月に地震が発生した後、3月になってから要綱等が出されている。
- 3 かさ上げが決まったら遡及対応していくこととなる。

八子委員

指定管理に係る県の委託料について、来年度からの5年間の平均が今年度の当初予算に比べて5,000万円以上大きくなっているが、その要因は何か。

社会福祉課長

里親支援を強化するため、現在副園長が兼務している里親支援専門相談員の専任・常勤化による人件費増のほか、施設の小規模化、一時保護受け入れ施設の整備や拡充などを提案したことによる。ただし、指定管理料は毎年の予算要求時に改めて検討することになるので、この提案額で決定ではない。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（第105号議案関係）】

小久保委員

著しく重い基準とは何か。この基準により負担が軽減された保険者はどのくらいか。また、反対に負担が重くなった保険者はどのくらいか。

国保医療課長

医療保険制度では、現役世代が高齢者の医療費を支援する仕組みとなっている。著しく重い基準とは、保険者の法定支出額の半分以上が高齢者への支援となっている場合である。負担が軽減された保険者は、全保険者の10%程度であると社会保険診療報酬支払基金から聞いている。日本国内約1,700保険者のうち、負担が軽減された保険者が約170であり、残る1,530の保険者が負担が重くなったと推測される。

小久保委員

超高齢化社会が進んでおり、本県は日本一のスピードで高齢化が進んでいる。現行のシステムである限り、保険者の負担は増えていくと思う。

抜本的な対策ができるよう国への意見・要望は行っているのか。

国保医療課長

厳しい財政状況を踏まえ、県の要望や知事会を通じての要望において、医療保険制度の見直しや国の負担額等の増額などについて要望している。

小久保委員

来年度以降も増額補正をする可能性はあるのか。
増額補正にならないように予測できないのか。

国保医療課長

前期高齢者納付金については、社会保険診療報酬支払基金による全国ルールに基づき計算しており、来年度以降も補正予算の可能性はある。財源は市町村からの納付金としており、多めに予算化してしまうと、市町村は国民健康保険税を上げなくてはいけなくなる場合があるので、社会保険診療報酬支払基金から示された全国ルールに基づき、適切に対応していく。

小久保委員

現在、本県の人口予測や年齢構成予測ができるのであるから、それを想定した上で予算を組んでいくべきである。補正予算というのは県として見込みが甘かったと思っている。この件について、他県においても増額補正は行われているのか。他県と比べ、本県の補正額は大きいのか。各県の金額について伺う。

国保医療課長

39都道府県において、当初予算で足りていないと聞いている。現時点で他県の補正予算の金額は把握していない。

村岡委員

- 1 前期高齢者納付金のスキームはいつ頃できたのか。
- 2 特別高額医療費共同事業拠出金の対象となる420万円超の医療費には、どのような病気があるのか。

国保医療課長

- 1 後期高齢者医療制度が導入された平成20年度には制度として存在したと認識している。
- 2 最も医療費が高額なものは、骨が弱くなる遺伝性の難病で、月に2、640万円程度かかっていた。上位10件のうち8件は血友病であった。

村岡委員

- 1 前期高齢者納付金の補正予算について、過去10年間の傾向はどうか。
- 2 医療技術の高度化に基づき、当初予算や補正予算をどのように見込むのか。

国保医療課長

- 1 納付額については、数年前までは1億円程度から2億円程度で推移していたが、近年は増加している。都道府県単位化となった平成30年度は4億円程度であったが、補正はしていない。
- 2 平成21年度から平成29年度までの特別高額の対象となる医療費の件数は2.13倍に増加している。県が運営主体に加わった平成30年度、令和元年度ともに補正をお願いしている。今後、被保険者数の減少により医療費総額は増える傾向にはないが、医療の高度化が予想され、特別高額医療については増える傾向にあることから、今後適切

に予算を見込んでいく。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第32号議案）】

小久保委員

- 1 提案説明によると、国が定めた基準を基に第2章の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」を定めたとのことだが、この基準の中に本県独自の基準はあるのか。
- 2 運営の基準としてサテライト型住居を設置できる旨を規定したとのことだが、具体的にどのような施設なのか。

美田議員

- 1 国の基準省令がなく、本件独自に追加しているものが2つあり、国の基準省令から変更しているものが1つある。追加したものの1つ目は、東日本大震災の教訓を踏まえて、非常災害時に無料低額宿泊所が最低限の福祉サービスを継続できるよう第9条第3項の「食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄」を追加した。追加したものの2つ目として、無料低額宿泊所における事故防止対策の強化を図るため、第10条の「入居者の安全を確保するための事故防止等に関する措置」を追加した。国の基準省令から変更したものとしては、第14条第6項第1号ハの居室の床面積の最低基準について、地域の事情に応じて居室の床面積の最低基準を引き下げることができる規定を削除した。変更した理由として、国が定めた基準では、原則として居室の床面積の基準を7.43平方メートル以上とし、地域の事情によりこれにより難しい場合は、例外的に4.95平方メートルに引き下げることができるとしている。国によると、「地域の事情によりこれにより難しい場合」とは、当該地域の住宅事情や無料低額宿泊所の利用対象者数などから、居宅生活が困難な者の居住の場の確保に支障が生じるおそれのある場合を想定しているとのことである。本県においては、7.43平方メートル以上という床面積の最低基準を引き下げなければならない地域はないと考えており、努力義務ではあるが、現行条例で7.43平方メートル以上の居室面積を求めている。これらを勘案し、床面積の最低基準を引き下げることができる規定を削除した。
- 2 サテライト型住居とは、より一般の住宅に近い環境で、居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行う施設であり、入居定員が5人以上10人以下の本体施設と一体的に運営される、入居定員4人以下の附属施設のことである。本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置するなど、入居者へのサービス提供に支障が無い施設である。

辻委員

- 1 条例制定に当たり、関係団体とヒアリングを実施する等、意見を聴く機会があったのか。
- 2 附則第2項で、簡易個室に係る経過措置は3年間となっているが、この3年間の間に県は改善させるように取り組んでいくのか。
- 3 附則第3項の経過措置は、「当分の間」と記載されているが、この当分の間はどれくらいか。

美田議員

- 1 自民党のホームページでパブリックコメントを10月2日から11月1日まで実施して、1件の御意見が寄せられたので、これを踏まえて条例案を作成した。
- 2 お見込みのとおりである。
- 3 決して無制限になるものではなく、各施設の事業者は、施設の状態を踏まえ、県としっかり協議の上、改善計画を作成しなければならない。県との話し合いの中で適切な時期が決まっていくと考える。

辻委員

自民党埼玉県連のホームページでパブリックコメントを実施したとのことだが、私自身、行われていることを後から知った。私が越谷市議会議員時代、議員提案で議案を提出する場合、パブリックコメント以外にも議会内の他会派にも意見聴取を行っていた。今回の条例の趣旨は反対する内容ではない。埼玉県議会内でも事前に他会派の意見を聴くことは考えなかったのか。

美田議員

御質問の内容は、議会運営に関する内容であり、お答えできない。

辻議員

議会内で意見聴取の機会を設けることは考えなかったのか、お聴きしたい。

美田議員

今回は意見聴取していない。

村岡委員

- 1 職員の資格要件について、条例第7条に「無料低額宿泊所の長は、社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者とあるが、この判断基準は極めて曖昧である。このような規定は入れるべきではないと考えるがいかがか。
- 2 居室面積について、第14条第6項第1号では、一居室面積は7.43平方メートル以上とすることとある。附則では平成25年9月30日以前からある無料低額宿泊所の場合は、3.3平方メートル以上であれば、当分の間、容認される基準であり、こうした経過措置は削除すべきと考えるがどうか。
- 3 第14条第4項で必要な設備について規定しているが、設備の一部を設けないことができる旨のただし書きがある。第2号にある炊事施設がなければ、毎日弁当でも良いということとなり、このただし書きが抜け道となるのではないか。
- 4 第21条の入浴に関する規定において、やむを得ない事情がある時は、1週間に3回でも良いというただし書きがある。しかし、近年の夏の暑さを考慮すると、週3回の入浴では健康及び衛生上も問題があると考えられ、ただし書きは設けるべきではないのではないか。

美田議員

- 1 同等以上の能力を有すると認められる者については、国から判断基準が示されており、

「社会福祉施設の長の資格要件について」という通知に基づく施設長資格認定講習会の課程を修了した者である。

- 2 既存の施設が条例の基準に適合しない場合に、施設が運営できなくなり、入居者が住居を失うおそれがあるため、経過措置は規定する必要があるが、当分の間とは決して無期限という意味ではない。必要となる改修の程度は施設により異なるが、例えば、軽微な改修等に対応が可能な場合は短くなる場合もあると考えられる。いずれにしても、各施設の事業者は、施設の状態を踏まえた上で県としっかりと協議の上、改善計画を作成しなければならないので、適切な期間が設定されるものと考えている。
- 3 炊事設備を設けないことができるのは、同一敷地内に他の社会福祉施設その他の施設が設置されている場合であって、その施設の設備を利用することにより無料低額宿泊所の効果的な運営が図られ、かつ、入居者へのサービス提供に支障がない場合に限定されるものである。したがって、抜け道となることはない。
- 4 やむを得ない事情があるときについては、国から考え方が示されており、「入浴に際して介助等の支援が必要な場合であって、職員の勤務体制、介護サービス利用等の状況によって、1日1回の入浴が困難な場合などを想定しており、入浴施設が整っていないことを理由とすることは認められない」場合である。

村岡委員

- 1 職員の資格要件で、講習会の課程を修了した者とのことだが、終了したことは誰が認定するのか。
- 2 第28条で、日常生活に係る金銭管理についてのただし書きがあり、希望する者があれば施設側が管理することを妨げないとしている。無料低額宿泊所が悪質な「貧困ビジネス」の温床となっている主要な要因の一つは、施設による生活保護費の丸ごと取上げにあることから、金銭管理の例外はなくすべきではないか。
- 3 全国に先駆けて埼玉県が関係条例を制定しておきながら、今回、盛り込まれた基準は全体的に国の示す最低基準となっている。ただし書きや経過措置によって、本来、一時的であるべき無料低額宿泊所が恒久化されるおそれがあるがいかがか。

美田議員

- 1 講習を受講することで要件が満たされるものであり、誰かに認定されるものではない。
- 2 入居者本人に代わって無料低額宿泊所が金銭管理を行うことができるのは、金銭の適切な管理に支障がある入居者本人が希望する場合に限定されるものである。また、無料低額宿泊所が金銭管理を行う場合には、居室の利用などのサービス利用契約とは別に、金銭管理に係る事項のみを内容とする契約を締結する必要がある。また、金銭等の詳細な管理方法などを規定した管理規程を定めなければならない、この管理規程は県に届け出る必要がある。したがって、施設が生活保護費を丸ごと取り上げるといったような事態は起こり得ないものと考えている。
- 3 ただし書きや経過措置は、無料低額宿泊所の設備や運営の例外を定めるものであって、施設利用者の入居期間との関係はない。なお、入居期間に関しては、第16条に規定があり、契約期間は1年以内に限定している。これは、無料低額宿泊所は一時的な居住の場であることを踏まえ、独立して日常生活を営むことができるか等、入居の必要性などが検討されないまま入居期間が長期にわたることを防止する観点から規定したものである。

村岡委員

- 1 第4条第3項に、「無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み」とある。法律にならったものと思料するが、この「基本的に一時的な」という表現は、例外もあるように見えるのだが、この条例において、無料低額宿泊所は一時的な居住の場であるという認識で良いか。
- 2 この条例の目的は、悪質な貧困ビジネスを減らすという目的で良いか。

美田議員

- 1 無料低額宿泊所はあくまで一時的な居住の場であり、この条例でもその認識である。
- 2 平成25年にこの条例を議員提案で制定した時と同じく、悪質な貧困ビジネスを減らすことが目的である。そのため、全部改正という条例の改正方式とした。

江原委員

- 1 第10条に事故の防止に関する措置を講じる努力義務を規定しているが、具体的にどのような事故を想定し、どのような防止策を想定しているのか。
- 2 県内の施設で、居室の床面積が7.43平方メートル以上である施設はどれくらいあるのか。また県内の分布状況と、施設数の傾向について伺う。

美田議員

- 1 各施設には、入居者の特性に応じて適切な措置を講じてほしいと考えており、例えば、高齢者の入居が多い施設であれば、転倒事故の防止に関する措置を講じる等が考えられる。
- 2 県南部においては、無料定額宿泊所は23施設あり、7.43平方メートル以上の施設数は9施設ある。具体的には、新座市に3つ、所沢市に2つ、上尾市に2つ、草加市に1つ、ふじみ野市に1つである。なお、政令市、中核市は所管区域外であることから把握していない。県内の施設数の傾向は、平成27年度が56施設、平成28年度が62施設、平成29年度が61施設、平成30年度が62施設、今年度は12月時点で66施設となっている。

江原委員

高齢者施設以外で想定される施設内での事故とその防止策は何か。

美田議員

各施設により状況が異なるので、それぞれの入居者に応じた適切な措置を丁寧に講じてもらえればと考える。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（社会福祉施設等の避難確保計画の作成状況について）】

高木委員

台風第19号では、川越市の特別養護老人ホームをはじめ多くの福祉施設や病院が浸水

被害に遭った。社会福祉施設や学校、医療施設など主として防災上の配慮を必要とする方が利用する施設、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年に水防法が改正された。浸水想定区域等にある施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化された。しかし、国土交通省の平成31年3月末の集計によると、水害を想定した避難確保計画を作成している施設は全国平均で35.7%、埼玉県は3,970施設中1,610施設、割合では40.6%となっている。埼玉県の作成率は全国平均より高いものの進んでいない状況にある。

この避難確保計画は、法律上どのような位置付けになっているのか。また、避難確保計画の作成が進まない要因は何か。

社会福祉課長

水防法に基づく避難確保計画は、洪水ハザードマップなどで施設周辺の水害の危険性を把握し、防災情報の収集・伝達や利用者を安全に避難誘導する体制などを定める計画である。社会福祉施設は、一人では避難が難しい高齢者や障害者、児童などが利用する施設であり、市町村の地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられていることから、浸水想定区域内にある場合には、避難確保計画の作成が水防法により義務付けられている。水防法を所管する国土交通省では、令和3年度末までに対象となる全ての施設に対して計画を作成し、地域防災計画を定めている市町村に報告することを求めている。

避難確保計画の作成が進まない要因については、水防法で作成が義務付けられているにも関わらず罰則がないことや、令和3年度末までの猶予期間があるためではないかと考える。

高木委員

いつ起こるか分からない水害に備え、次の台風シーズンまでに少しでも早く計画作成を進めるべきと考える。県として施設をフォローアップすることが大切であり、避難確保計画の作成支援や各地域で研修会を行うなど、サポートすることが必要と考えるがいかがか。

社会福祉課長

委員から様々な御提案を頂いた。速やかな計画の作成に向け、平成31年1月、入所施設の管理者を対象に「社会福祉施設の避難確保計画作成に関する説明会」を開催し、避難確保計画の作成方法や、避難に必要な防災情報の入手方法などについて周知を図った。また、既存の施設に対しては、指導監査の際に計画の作成状況を確認するなど必要な指導を行っている。さらに、新たに施設の設置を計画している事業者に対しても、事前協議などを通じて計画の作成を指導しているところである。委員のご提案のとおり、更なるフォローアップも必要と考える。福祉部だけでなく、河川砂防課や地域防災計画を所管する市町村とも連携し、令和3年度末までに全ての対象施設が避難確保計画を作成するよう、引き続きあらゆる機会を捉えて指導していく。

高木委員

避難確保計画の作成がなかなか進まないのは、先ほどの答弁のとおり義務化されているにも関わらず罰則がないことが最も大きな要因であると思う。計画を作成していないことで、災害時に危険が及ぶおそれがあると思う。少しでも早く全ての対象施設で避難確保計画が作成されるよう、作成していない施設に対し作成するよう指示し、場合によっては施設名を公表する等の対応をすべきではないか。

社会福祉課長

未作成施設の公表については、水防法により、市町村長は避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。市町村長に与えられている権限行使を含め、少しでも早く作成できるよう、市町村等と連携して進めていく。

宮崎委員

埼玉県は今まで災害が少ないと言われてきたが、今回の台風では、川越の高齢者施設において臨機応変な対応により一命を取り留め、大事に至らなかったことが報道された。県所管施設が3,000を超える中、避難の遅れによる被害はあってはならないことであり、避難確保計画の策定を一刻も早く進めることが重要であるが、福祉部長の決意を伺いたい。

施設に起こりうる災害に全て対処することは大変であるが、災害は起きてしまったから対処するのでは遅い。水害が起こる可能性のある地域や災害に強い地域を精査し、各施設に応じた防災に関わる施設整備について補助金などを使い進めてもらいたいが、福祉部長の考えを伺う。

福祉部長

避難確保計画については、高齢者や障害者など要配慮者の生命を守るために、極めて重要な計画であると認識している。このため、速やかに全ての対象施設が避難確保計画を作成できるよう、県土整備部と緊密に連携し、スピード感をもってしっかり取り組んでいく。

また、施設の耐震化や非常用自家発電装置の設置など、防災・減災に資する施設の整備・強化も重要である。県としては、利用者が安心して利用できる施設を整備するため、国の補助制度を活用し、できる限り早急に整備を進めていく。